

## 山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱

制定	平成21年	8月	3日	森整第	860号
一部改正	平成22年	10月	25日	森整第	1213号
一部改正	平成23年	1月	14日	森整第	1505号
一部改正	平成24年	4月	1日	森整第	2213号

### (趣旨)

第1条 知事は、県産材の安定供給に向けた生産体制の確立と地域における林業・木材産業の再生を図るため、山梨県森林整備加速化・林業再生協議会（以下「協議会」という。）、その構成員及び市町村が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業の内容)

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する森林整備加速化・林業再生事業とし、具体的な内容は別表に掲げるとおりとする。

ただし、国の平成23年度補正予算（第3号）を活用して実施する復興木材安定供給等の対策に係る事業及び平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として平成24年度以降に行う事業の内容は、別表中1、2、3、4、6、7、9及び12とする。

また、国の平成23年度補正予算（第4号）で計上された森林・林業人材育成加速化事業に係る事業の内容は、別表中16とする。

### (事業の実施)

第3条 森林整備加速化・林業再生事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ各地域における事業の効率的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、事業の円滑な実施のための調整等を目的とした協議会、又はその構成員として参加する会員及び事業実施についての指導等を行う市町村とする。

2 事業の実施に当たっては、協議会において基本的な事項や全体目標、基金事業のメニュー毎の事業費について定めた全体事業計画及び事業種目、事業主体、事業内容、事業費、個別指標等を定めた当該年度の年度事業計画を作成するものとする。

3 補助対象とする事業は、県が、あらかじめ協議会からの事業計画の提出を受けた上で作成した事業計画に掲載された事業とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、別表に定めるとおり提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、補助事業者から補助金交付申請書の提出があったときはこれを審査のうえ交付の決定を行い、決定内容を補助事業者ならびに必要なに応じて市町村長に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(別表に定める重要な変更の場合)をしようとするときは、変更承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の支払いは、補助事業完了後に交付するものとし、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る)については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のう

ち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(事業の評価)

第12条 補助事業に係る事前評価及び事後評価については、別に定めるところにより実施するものとする。(ただし、別表の補助対象メニューに掲げる 1、4、11、12、13、14、15、16及び17に係る事業は除く。)

附則

- 1 この要綱は、平成21年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年10月25日施行し、平成22年9月24日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年1月14日施行し、平成22年11月26日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 3 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付申請書

平成 年度において次のとおり事業を実施したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
  - (1) 事業内容
  - (2) 経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
  - (1) 収入
  - (2) 支出
- 5 添付書類

事業メニュー別の添付書類は要領に定めるとおりとする。

第2号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金  
変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった山梨  
県森林整備加速化・林業再生事業費補助金については、山梨県森林整備加速化・林業再  
生事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり計画を変更（中止、廃止）  
し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、承認されたく申請し  
ます。

(注) 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。

1 変更理由

2 変更の内容

以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる

(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段に記載する)

第3号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

- (注) 1 記載事項は、第1号様式交付申請書の様式に準じる。  
2 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付する。

第4号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金について、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

区 分	交付金交付 決定額 ① 円	既概算交付額 ② 円	差引額 ①-②=③ 円	今回概算請求額 ④ 円	備考
森林整備加速化 ・林業再生事業 費補助金					

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名  
預金種別 (当座・普通)  
預金口座名義人  
口座 No.

第5号様式

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

別表(第2条、第4条、第6条)

補助の対象			補助対象経費	補助率	補助事業者	補助金交付申請	重要な変更
事業	メニュー	事業種目					
森林整備加速化・林業再生事業	1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	(1) 協議会の設立・運営 (2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成 その他事業実施のための調査 (3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ (5) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組 (6) その他事業実施に必要な事業	左記事業を実施するのに要する経費 (詳細は別途実施要領による)	定額	協議会、県	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以上を増減させる場合  2 経費項目の新設又は廃止
	2 間伐等	(1) 間伐等(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備)の実施及び森林作業道の整備 (2) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等)					
	3 林内路網整備	(1) 林業専用道(規格相当)整備 ①林業専用道(規格相当)整備 ②関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等) (2) 森林作業道整備 ①森林作業道整備 ②関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等)		定額			年度事業計画量の20%を超える増減

森林整備加速化・林業再生事業	4 森林境界の明確化	(1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 間伐等の実施に向けた成果の整理	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先: 県 2 時期: 別に定める日	年度事業計画の補助対象経費の30%を超える増減	
	5 里山再生対策	(1) 侵入竹の除去(木竹の除去、搬出集積) (2) 森林病虫害防除(被害木の伐倒、破砕、搬出集積、薬剤処理、樹幹注入等) (3) 広葉樹林等の再生(地拵え、植栽、付帯施設整備等) (4) 修景等環境保全(枝払い、不用木の除去、林内美化活動) (5) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等)					年度事業計画量の30%を超える減	
	6 高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入					定額 (1/2以内)	補助対象経費の20%を超える変更
	7 木材加工流通施設等整備	(1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 ①木材処理加工施設整備 ②木材集出荷販売施設整備 ③森林バイオマス等再利用促進施設整備					(1)及び(2)は定額 (1/2以内)	
	8 木造公共施設等整備	(1) 医療・社会福祉関連施設整備 (2) 学校関連施設整備 (3) 先駆的施設整備 (4) 公共施設等再生整備 (5) 木の香るまち等施設整備					定額 (1/2以内)	

森林整備加速化・林業再生事業	9 木質バイオマス利用施設等整備	(1)木質バイオマス加工流通施設等整備 ①未利用間伐材等活用機材整備 ②木質バイオマス供給施設整備 (2)木質バイオマスエネルギー利用施設整備	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	補助対象経費の20%を超える変更
	10 特用林産施設整備	特用林産施設整備		定額 (1/2以内)			
	11 間伐材安定供給コスト支援	未利用間伐材等供給利用促進		定額			
	12 流通経費支援	間伐材等運搬					
	13 利子助成	間伐材利用促進					
	14 地域材利用開発	地域材利用開発					
	15 地域材活用促進支援	地域材活用促進支援					
16 森林・林業人材育成加速化事業	(1)地域における森林施業プランナーの緊急育成支援 ①研修等の企画委員会等の開催等支援 ②森林施業プランナー育成研修の開催支援 ③地域に融合した森林施業プランナーへの個別指導支援 (2)素材生産作業を低コストに行える人材の緊急育成支援 ①素材生産に必要な講習等への参加支援 ②労働災害防止対策 ③現場管理責任者等としての能力付与のための講習等への参加支援 (3)森林作業道作設オペレーターの育成加速化支援	左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	定額	協議会の構成員のうち県が作成する事業計画に掲載されている会員	1 申請先:県 2 時期:別に定める日	補助対象経費の20%を超える変更	
17 市町村指導等事業費		左記事業を実施するのに要する経費(詳細は別途実施要領による)	指導等事業費は1/2以内	市町村	1 申請先:県 2 時期:別に定める日		